

国基本指針改正により変更又は新設となった成果目標等の 本市状況へのあてはめについて

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとされています。

本市では、障害者施策推進計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を包含した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（以下「プラン」という。）」を策定しています。今回の国の基本指針改正で新規追加又は変更があった事項を本市の現状に当てはめた場合の数値等を、参考としてお示しします。

1 成果目標の新設及び変更点について

1 施設入所者の地域生活への移行

- 【変更】地域移行者数：令和 7 年度末施設入所者数の 6 % 以上
- 【変更】施設入所者数：令和 7 年度末の 5 % 以上削減

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

	R 1 1 年度末
地域移行者数	令和 7 年度末入所者（1, 1 0 0 人）の 6 % 以上 （6 6 人以上）を地域生活へ移行
施設入所者数	令和 7 年度末入所者（1, 1 0 0 人）の 5 % 以上 （5 5 人以上）を削減

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 【変更】精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：3 1 9 . 3 日以上

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

現行の計画と同様に目標数値の設定をしない。

○ 【変更】精神病床における１年以上入院患者数

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

	R 1 1 年度末
6 5 歳以上	1, 0 6 5 人
6 5 歳未満	1 9 6 人
7 5 歳以上	9 2 2 人
4 0 歳以上の認知症	5 3 8 人

○ 【新規】精神病床への３０日以上の再入院率

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

	R 1 1 年度末
9 0 日時点（1 0 . 3 %以下）	設定に必要なデータが把握できないため設定不可
1 8 0 日時点（1 7 . 4 %以下）	同上
3 6 5 日時点（2 5 . 7 %以下）	同上

○ 【新規】心のサポーター数：令和１５年度末までに１００万人以上

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

心のサポーター養成について、必要性を検討する。

○ 【新規】K 6 により住民のこころの状態を把握

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

国民生活基礎調査を活用して把握していく。

3 福祉施設から一般就労への移行等

○ 【変更】一般就労への移行者数：令和６年度実績の１．３１倍以上

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

令和１１年度：６８７人

○ 【変更】就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の１．４７倍以上

<本市の現状に当てはめた場合の数値等>

令和１１年度：４１３人

- 【新規】協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

- ・ 就労選択支援事業所の設置
協議会設置圏域ごとに1箇所以上設置
- ・ 就労選択支援利用者
令和11年度：951人

4 障害児支援の提供体制の整備等

- 【変更】4つの中核機能を確保及びインクルージョン推進のための協議の場の設置

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

中核機能を確保し、インクルージョン推進のための協議の場を設置する。

- 【新規】障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

伴走的な相談支援体制を構築し、連携体制を確保する。

- 【新規】強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握し、支援体制を整備する。

5 地域生活支援の充実

【新規・変更項目なし】

6 相談支援体制の充実・強化等

- 【新規】相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

のぞまないセルフプランの件数を0件とする。

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【都道府県において設定するため本市該当なし】

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 【新規】各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする。

2 活動指標の新設及び変更点について

1 施設入所者の地域生活への移行等

- 【新規】施設における居室の個室化等の取組状況

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

各事業所における状況を把握する。

- 【新規】意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

各事業所における意向確認の状況を把握する。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 【新規】心のサポーター養成研修実施回数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

心のサポーター養成について、必要性を検討する。

- 【新規】精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

R 9	R 1 0	R 1 1
9 回	9 回	9 回

- 【新規】精神障害者の短期入所の利用者数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

R 9	R 1 0	R 1 1
8 6 人	8 6 人	8 6 人

3 地域生活支援の充実

【新規・変更項目なし】

4 福祉施設から一般就労への移行等

【都道府県において設定するため本市該当なし】

5 発達障害者等に対する支援

【新規・変更項目なし】

6 高次脳機能障害者に対する支援

○ 【新規】 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

	R 9	R 1 0	R 1 1
支援センターの設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

○ 【新規】 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

	R 9	R 1 0	R 1 1
地域協議会の開催回数	1 回	1 回	1 回

○ 【新規】 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの 配置人数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

	R 9	R 1 0	R 1 1
支援コーディネーターの配置人数	5 人	5 人	5 人

○ 【新規】 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

	R 9	R 1 0	R 1 1
相談件数	1, 9 0 0 件	1, 9 0 0 件	1, 9 0 0 件

- 【新規】高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

	R 9	R 1 0	R 1 1
研修、啓発の件数	2 0 件	2 0 件	2 0 件

7 障害児支援の提供体制の整備等

【新規・変更項目なし】

8 相談支援体制の充実・強化等

【新規・変更項目なし】

9 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- 【新規】指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

＜本市の現状に当てはめた場合の数値等＞

令和11年度：90%

10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【新規・変更項目なし】